



協力不動産店募集中！

住宅確保要配慮者の住まい探しにご協力ください！

住宅確保要配慮者とは？

高齢者、障がいのある方、子育て世帯、低額所得者、被災者など
住宅の確保に特に配慮を要する方です。

（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条第1項に該当する方）

協力不動産店とは？

市が設置する居住相談窓口と連携して住宅確保要配慮者の住まい探しにご協力いただける不動産店です。（※登録が必要です）

住まい探しの流れ

（裏面もご覧ください）

- 1 居住相談窓口で相談者の希望条件などを聞き取り
- 2 居住相談窓口から協力不動産店に物件の照会
- 3 協力不動産店は、紹介可能な物件があれば、その旨を回答
(物件がない場合は、ここで終了です)
- 4 相談者が協力不動産店を訪問
(必要に応じて、居住相談窓口の職員などが同行します)

*協力不動産店になっていただくと、市公式ホームページに掲載する
とともに、市各課の窓口でもご紹介することができます。

協力不動産店の登録方法

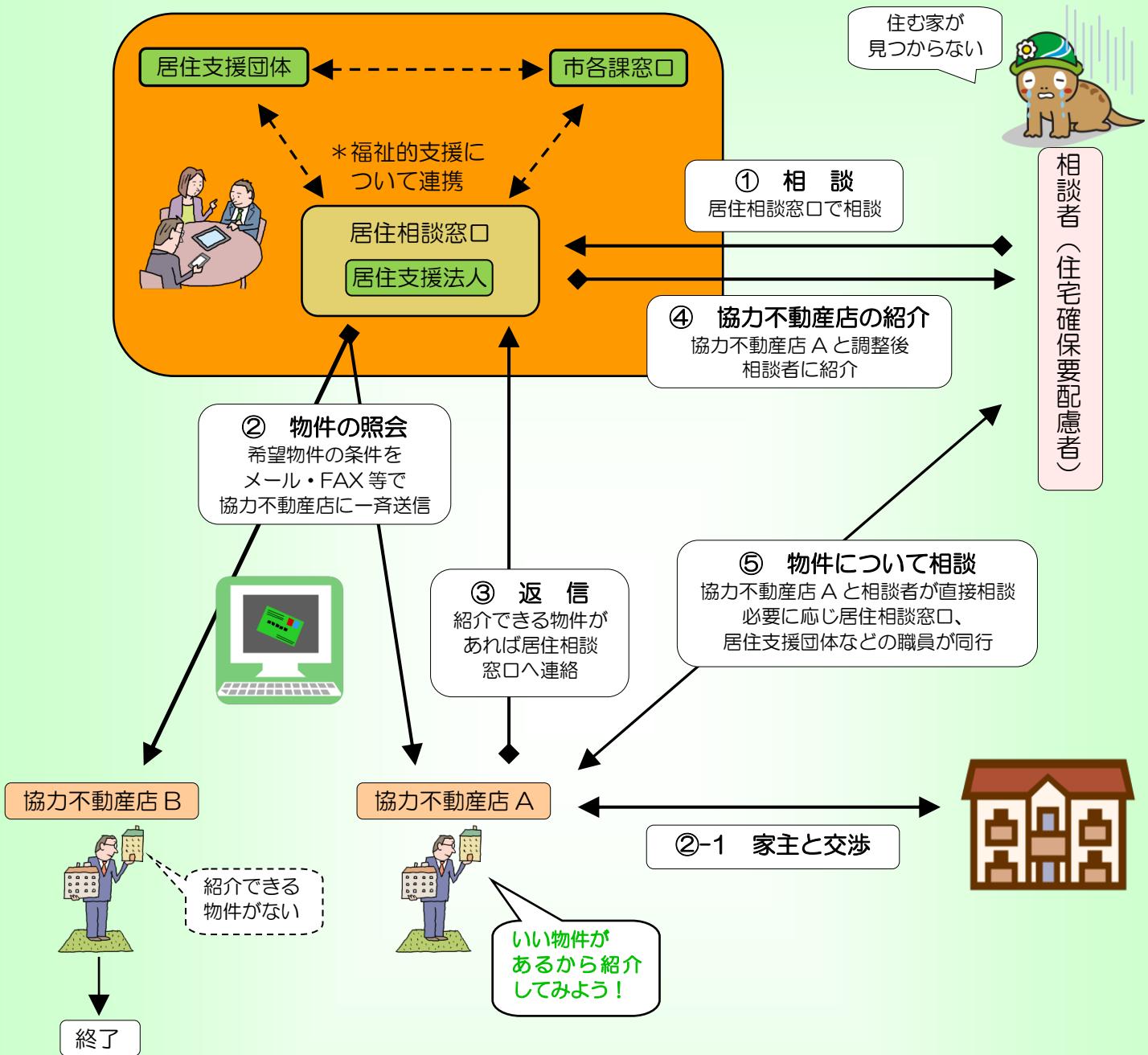
登録申込書に宅地建物取引業免許証の写しを添付して、
あきる野市都市整備部住宅政策課にご提出ください。

登録できる不動産店

（以下の2つの要件いずれにも該当）

- 1 公益社団法人東京都宅地建物取引業協会または公益社団法人
全日本不動産協会に所属する不動産店
- 2 あきる野市またはあきる野市に隣接する市町村に所在する
不動産店

住まい探しの流れ



少しでも多くの不動産店の皆様にご協力いただき、住宅確保要配慮者の住まい探しを支援したいと考えております。

協力不動産店の登録は随時受け付けておりますので、ご不明な点やご質問などありましたら、下記までご連絡ください。

〒197-0814 あきる野市二宮 350

あきる野市都市整備部住宅政策課 電話番号：042-533-3360